

## 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

年金は高齢者世帯収入の約7割を占め、また、年金収入だけで生活している高齢者世帯は約6割おり、老後の生活保障の柱となっている。

現在、年金の支給は隔月となっているが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとっては、毎月支給されることによって計画的な生活設計が成り立つことが期待される。

年金が高齢期の所得保障であることに鑑みれば、高齢者の生活の安定の観点から、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢の更なる引き上げは、無年金や無収入となる者が生じる可能性がある等の課題が出てくる。

また、年金支給開始年齢の更なる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付額の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念される。

このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不安を増長し、ひいては、年金制度への信頼が更に低下することにもつながる。

特に、若者の信頼を高めるためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、あわせて、将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められる。

年金は、そのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、年金の増減は、自治体の行政サービスにも直結する問題といえる。

よって、次の事項について実現されるよう求めるものである。

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金の支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣  
厚生労働大臣